

平成29年川俣町議会第2回定例会会議録

平成29年川俣町議会第2回定例会は、3月27日川俣町役場議場に招集された。

1. 出席議員は、次のとおりである。

1番	高橋清美君	2番	村上源吉君	3番	菅野清一君
4番	斎藤博美君	5番	菅野意美子君	6番	新関善三君
7番	黒沢敏雄君	8番	佐藤喜三郎君	9番	石河清君
10番	遠藤宗弘君	11番	高橋真一郎君	12番	高橋道也君

2. 欠席議員は、次のとおりである。

なし

3. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者は、次のとおりである。

町長	佐藤金正君	副町長	伊藤智樹君
会計管理者兼会計室長	高野誠市君	総務課長	佐藤広一君
企画財政課長	佐藤修一君	町民税務課長	羽賀洋一君
保健福祉課長	丹野雅直君	産業課長	寺島喜美夫君
建設水道課長	斎藤和弘君	原子力災害対策課長	宮地勝志君
教育長	神田紀君	教育次長兼学校教育課長	増賀喜芳君
子育て支援課長	佐藤真寿夫君	生涯学習課長	山口功君
農業委員会会長	鳴原秀雄君	総務課長補佐	佐藤義則君

4. 職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	大内彰	書記	岡健一
		書記	菅野春華

5. 会議事件は、次のとおりである。

会議録署名議員の指名

請願・陳情の審査結果報告

付託議案等の審査結果報告

議案第4号 川俣町原子力災害復興基金条例（質疑・討論・採決）

議案第5号 山木屋地区復興拠点商業施設の設置及び管理に関する条例
（質疑・討論・採決）

議案第6号 川俣町個人情報保護条例の一部を改正する条例（質疑・討論・採決）

議案第7号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例の一部を改正する条例（質疑・討論・採決）

議案第8号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

(質疑・討論・採決)

- 議案第 9号 川俣町税条例等の一部を改正する条例 (質疑・討論・採決)
議案第10号 川俣町介護保険条例の一部を改正する条例 (質疑・討論・採決)
議案第11号 川俣町町営住宅条例の一部を改正する条例 (質疑・討論・採決)
議案第12号 山木屋財産区管理基金条例の一部を改正する条例

(質疑・討論・採決)

- 議案第13号 町道路線の認定について (質疑・討論・採決)
議案第19号 平成29年度川俣町一般会計予算 (討論・採決)
議案第20号 平成29年度川俣町国民健康保険特別会計予算 (討論・採決)
議案第21号 平成29年度川俣町介護保険特別会計予算 (討論・採決)
議案第22号 平成29年度川俣町後期高齢者医療特別会計予算 (討論・採決)
議案第23号 平成29年度川俣町水道事業会計予算 (討論・採決)
議案第24号 平成29年度川俣町簡易水道事業特別会計予算 (討論・採決)
議案第25号 平成29年度川俣町奨学資金特別会計予算 (討論・採決)
議案第26号 平成29年度川俣町工業団地造成事業特別会計予算 (討論・採決)
議案第27号 平成29年度川俣町小島財産区特別会計予算 (討論・採決)
議案第28号 平成29年度川俣町飯坂財産区特別会計予算 (討論・採決)
議案第29号 平成29年度川俣町大綱木財産区特別会計予算 (討論・採決)
議案第30号 平成29年度川俣町小綱木財産区特別会計予算 (討論・採決)
議案第31号 平成29年度川俣町山木屋財産区特別会計予算 (討論・採決)

(追加日程)

- 議案第32号 副町長の選任について (説明・質疑・討論・採決)
議案第33号 教育委員会教育長の任命について (説明・質疑・討論・採決)
議案第34号 監査委員の選任について (説明・質疑・討論・採決)
発議第 3号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書
発議第 4号 原発事故自主避難者に対する住宅支援の継続を求める意見書
発議第 5号 東京電力福島第二原子力発電所の全基廃炉を求める意見書
発議第 6号 原発事故避難者に対する住宅支援の継続及び株式会社東京電力ホールディングスの賠償に対する指導を求める意見書
発議第 7号 共謀罪法案提出の見送りを求める意見書
発議第 8号 原発事故避難者の家賃賠償及び公共賠償に係る要求決議
議報告第3号 所管事務調査結果報告について

議員の派遣について

閉会中の継続調査申出書について

◎開議の宣告

○議長（高橋道也君） ただいまの出席議員は、12人です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。（午後1時00分）

◇ ◇ ◇

○議長（高橋道也君） 日程第1，会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、議長において、10番議員 遠藤宗弘君、11番議員 高橋真一郎君を指名します。

◇ ◇ ◇

○議長（高橋道也君） 日程第2，請願・陳情の審査結果について委員長の報告を求めます。

総務産業常任委員長、報告願います。

総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（菅野清一君） 総務産業常任委員会に付託された請願・陳情の審査結果について報告をいたします。

本委員会に付託された請願は、3月16日審査の結果、次のとおり決定したので、川俣町議会規則第94条第1項の規定により報告する。

記

番号	件名	審査結果	採択
1	町道の認定と整備改良に関する請願書	採択	

次に陳情であります。

陳情の審査結果

本委員会に付託された陳情は、3月16日審査の結果、次のとおり決定したので、川俣町議会規則第94条第1項の規定により報告する。

記

番号	件名	審査結果	採択
1	福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情について	採択	意見書提出

以上、報告といたします。

○議長（高橋道也君） 請願第1号「町道の認定と整備改良に関する請願書」を採決いたします。

本案について、総務産業常任委員長の報告は採択です。

本案について、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（高橋道也君） 異議なしと認めます。

よって、請願第1号は、委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

◇ ◇ ◇

○議長（高橋道也君） 陳情第1号「福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情について」を採決いたします。

本案について、総務産業常任委員長の報告は採択です。

本案について、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（高橋道也君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第1号は、委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

◇ ◇ ◇

○議長（高橋道也君） 日程第3、付託議案の審査結果について報告願います。

平成29年度各会計当初予算の審査結果について、予算常任委員長より報告求めます。

予算常任委員長。

○予算常任委員長（新関善三君） 6番 新関善三です。

平成29年度川俣町各会計予算常任委員会審査報告をいたします。

平成29年度川俣町各会計予算13件につき、3月9日から24日までの9日間各課単位の審査を行った。その結果、各課に対する意見、要望、指摘事項等と主な審査概要は次のとおりである。

平成29年度川俣町各会計予算常任委員会審査日程につきましては、日程表に記載のとおりでございます。

（1）企画財政課

①ふるさと納税の返礼品は、企画財政課だけでなく全庁でアイデアを出すこと。

②旧繊維工業試験場跡地の賃貸借契約については、返還するまでの間、町当局の責任として町長の給与30%減額を継続すること。なお、土地の返還については早急に対応すること。

③復興会議の開催については、計画どおり必ず実施すること。

（2）総務課

①犯罪の防止対策として町内に防犯カメラの設置を検討すること。

②議会の要望実現に努めること。

③財産区については、そのあり方について検討すること。

④避難解除後の山木屋地区地域安全パトロールは、実態に合わせて山木屋からの出発を検討すること。

⑤行政区の再編については、実態を把握し早急に町の方針を示すこと。

（3）議会事務局

特になし

（4）会計室

特になし

（5）原子力災害対策課

①避難解除後の畜産について6～9か月の期間ではその影響を調査することは難しい。また、今後使用する飼料が問題なので、事業の内容を検討すること。

②再開される山木屋出張所に町職員の所長が常駐することになり、原子力災害対策課、環境省の職員は配置されない。帰還した住民の相談支援業務等に十分対応できるよう万全を期すこと。

(6) 町民税務課

特になし

(7) 産業課

①有害鳥獣対策は重点的に取り組むこと

②県営一般農道整備事業（小島3期地区）は早期完成を目指し、積極的に取り組むこと。

③山林の除染は重要な課題であり、放射性物質の低減化及び汚染物質の減容化に努めること。

(8) 保健福祉課

①国保特別会計人間ドックについて、定員枠を限定しないで希望者全員が受診できるよう検討すること。

②後期高齢者医療特別会計歯科口腔健診についても、対象者を限定しないで希望者全員が受診できるよう検討すること。

(9) 建設水道課

①広瀬川沿いのソーラー街灯はソーラー発電の見直しを図ること。

(10) 学校教育課

①山木屋小中一貫校の屋内プールについて、安全対策を十分に行うこと。

②楽しい教室の開催は全町的に行うこと。

(11) 生涯学習課

①中央公民館ホールの音響、照明、電気技術など専門職員については、支障のないよう確保すること。

(12) 子育て支援課

①すみよし保育園入口付近の空き地を買収し、送迎の安全、利便性を確保すること。

②すみよし保育園内の設備改善など環境整備を図ること。

《まとめ》

平成29年度の当初予算は政策的経費を除いた骨格予算となっており、4月当初から実施する必要最小限の事業費のみが計上された。

山木屋地区の避難指示解除は平成29年3月31日と決定し、復興創生期間2年目となる予算編成であるが、人口減少対策や定住問題、避難解除後の生業の確保や営農再開など様々な課題が明らかになった。

一方、出産祝金や保育奨励金の増額など子育て支援の拡充が行われるなど評価できる施策もある。

なお、政策的経費については、速やかに臨時議会を開催し、議会に提案すべきである。

今後、予算常任委員会の意見、要望、指摘事項等に対し、「検討する」等と回答した事項については速やかに改善し、必要に応じて補正予算などで対応されるよう、当局に強く求め、平成29年度各会計予算13件は可決すべきものとする。

以上、報告といたします。

平成29年3月27日

予算常任委員会

委員長 新関善三

以上です。

◇ ◇ ◇
○議長（高橋道也君） 日程第4，議案第4号「川俣町原子力災害復興基金条例」を議題といたします。

これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（高橋道也君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（高橋道也君） 討論なしと認めます。

これから議案第4号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（高橋道也君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇
○議長（高橋道也君） 日程第5，議案第5号「山木屋地区復興拠点商業施設の設置及び管理に関する条例」を議題といたします。

これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（高橋道也君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（高橋道也君） 討論なしと認めます。

これから議案第5号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（高橋道也君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇
○議長（高橋道也君） 日程第6，議案第6号「川俣町個人情報保護条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（高橋道也君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（高橋道也君） 討論なしと認めます。

これから議案第6号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（高橋道也君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇
○議長（高橋道也君） 日程第7，議案第7号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（高橋道也君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（高橋道也君） 討論なしと認めます。

これから議案第7号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（高橋道也君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇
○議長（高橋道也君） 日程第8，議案第8号「職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（高橋道也君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（高橋道也君） 討論なしと認めます。

これから議案第8号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(高橋道也君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長(高橋道也君) 日程第9, 議案第9号「川俣町税条例等の一部を改正する条例」を議題といたします。

これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長(高橋道也君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(高橋道也君) 討論なしと認めます。

これから議案第9号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(高橋道也君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長(高橋道也君) 日程第10, 議案第10号「川俣町介護保険条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長(高橋道也君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(高橋道也君) 討論なしと認めます。

これから議案第10号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(高橋道也君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長(高橋道也君) 日程第11, 議案第11号「川俣町町営住宅条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長（高橋道也君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（高橋道也君） 討論なしと認めます。

これから議案第11号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（高橋道也君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（高橋道也君） 日程第12，議案第12号「山木屋財産区管理基金条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（高橋道也君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（高橋道也君） 討論なしと認めます。

これから議案第12号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（高橋道也君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（高橋道也君） 日程第13，議案第13号「町道路線の認定について」を議題といたします。

これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（高橋道也君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（高橋道也君） 討論なしと認めます。

これから議案第13号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（高橋道也君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（高橋道也君） 日程第14，議案第19号「平成29年度川俣町一般会計予算」を議題といたします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

遠藤宗弘君。

○10番（遠藤宗弘君） この29年度川俣町一般会計予算は、骨格予算だということではありますが、前に一般質問なんかでも私が取り上げておりましたように、この使えない土地に対して地代を払うんだということを平気で予算化してきてるわけですね。この繊維工業試験場跡地については、県から払い下げられたものをそのまま使って、建物を全部壊して、現在何にも使ってない。

そういう土地に対してですね、前には3年分まとめて議会に何の報告もないままに、いきなり3年分の地代を払うんだという提案がされました。これに対しても、議会でもいろいろと議論をされたわけですが、その後、またもや今度は、ことしの予算書の中に何ら手を打たれないままに、また地代を払うということで、合わせて、4年合わせれば1,100万ぐらいのお金をただ空き地にぶん投げてるような予算ですよ。

こういうことは、町民に到底理解を得られるというふうには思えないんですね。ましてや今年度は、国保税も今まで被害者だということで10%下げてきたものを住民税や何か減額したもものも、それも全部廃止すると。介護保険もそれに伴って今まで引き下げてたものが上がってくる。

こういう会計をしておきながらですよ、町民には負担をどんどんかけておきながら、ただの空き地に合わせて1,000万を超える金を捨てていく、こういう予算については、到底賛成することはできませんので、私は反対いたします。

○議長（高橋道也君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

1番 高橋清美君。

○1番（高橋清美君） 先ほど予算常任委員会委員長が報告したとおり、可決すべきものということで委員会でやっておりますので、私はこれに賛成をいたします。

○議長（高橋道也君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

ほかに討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（高橋道也君） これで討論を終わります。

これから議案第19号を採決いたします。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成者の起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（高橋道也君） はい。結構です。

起立多数です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（高橋道也君） 日程第15，議案第20号「平成29年度川俣町国民健康保険特別会計予算」を議題といたします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（高橋道也君） 討論なしと認めます。

本案に対する予算常任委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（高橋道也君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（高橋道也君） 日程第16，議案第21号「平成29年度川俣町介護保険特別会計予算」を議題といたします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

石河清君。

○9番（石河 清君） 議長、9番です。

議案第21号には反対ということで、申し上げるまでもなくですね、3.11の、この、特に大震災、原発事故によりましてですね、山木屋地区の皆さんは計画的避難と、私ども全町民がですね、被災町民ということで、本当に金額にあらわせないような甚大な、この、とんでもない被害を今被っているところでございます。

ご承知のように、今月末には、山木屋地区の住民の皆さんもですね、避難解除という方向にはなりますので、帰還の方向にはなっておりますけれども、農業の再開やですよ、なりわいの再生の見通しなどは、これは全く立たないという現状にあるというふうに言わなければなりません。本格復興については、道半ばどころかこれからであるというふうに考えるわけでありまして。

全町民が今後の生活の見通しがますます大変になっているこの時期にですね、本来は、当然、なりわいの回復とかですね、完全復興するまで、国のほうからの引き続きの財政支援などは当然であるというふうに私は考えるものでありますが、今回の議案の第21号、平成29年度の介護保険特別会計の予算では、原発事故以降ですね、取り組まれてきた介護保険の1割の減免の廃止など、実質的にこの保険料の引き上げというふうな内容になっておりますので、住民の暮らしを守るという立場から認めるわけにはまいりませんので、この議案第21号には反対をいたします。

○議長（高橋道也君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

1番 高橋清美君。

○1番（高橋清美君） 1番です。

先ほども予算常任委員長から報告があったとおり、十分要望等もしておりますので、この予算には賛成をいたします。

○議長（高橋道也君） ほかに討論ございませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（高橋道也君） これで討論を終わります。

これから議案第21号を採決いたします。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（高橋道也君） はい。結構です。

起立多数です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（高橋道也君） 日程第17，議案第22号「平成29年度川俣町後期高齢者医療特別会計予算」を議題といたします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（高橋道也君） 討論なしと認めます。

本案に対する予算常任委員長報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（高橋道也君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（高橋道也君） 日程第18，議案第23号「平成29年度川俣町水道事業会計予算」を議題といたします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（高橋道也君） 討論なしと認めます。

本案に対する予算常任委員長報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（高橋道也君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（高橋道也君） 日程第19，議案第24号「平成29年度川俣町簡易水道事業特別会計予算」を議題といたします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（高橋道也君） 討論なしと認めます。

本案に対する予算常任委員長報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(高橋道也君) 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長(高橋道也君) 日程第20, 議案第25号「平成29年度川俣町奨学資金特別会計予算」を議題といたします。

○議長(高橋道也君) これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(高橋道也君) 討論なしと認めます。

本案に対する予算常任委員長報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(高橋道也君) 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長(高橋道也君) 日程第21, 議案第26号「平成29年度川俣町工業団地造成事業特別会計予算」を議題といたします。

○議長(高橋道也君) これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(高橋道也君) 討論なしと認めます。

本案に対する予算常任委員長報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(高橋道也君) 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長(高橋道也君) 休議します。(午後1時31分)

◇

◇

◇

○議長(高橋道也君) 再開します。(午後1時32分)

◇

◇

◇

○議長(高橋道也君) 日程第22, 議案第27号「平成29年度川俣町小島財産区特別会計予算」を議題といたします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(高橋道也君) 討論なしと認めます。

本案に対する予算常任委員長報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(高橋道也君) 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長(高橋道也君) 日程第23, 議案第28号「平成29年度川俣町飯坂財産区特別会計予算」を議題といたします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(高橋道也君) なしと認めます。

本案に対する予算常任委員長報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(高橋道也君) 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長(高橋道也君) 日程第24, 議案第29号「平成29年度川俣町大綱木財産区特別会計予算」を議題といたします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(高橋道也君) 討論なしと認めます。

本案に対する予算常任委員長報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(高橋道也君) 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長(高橋道也君) 日程第25, 議案第30号「平成29年度川俣町小綱木財産区特別会計予算」を議題といたします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(高橋道也君) 討論なしと認めます。

本案に対する予算常任委員長報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(高橋道也君) 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（高橋道也君） 日程第26，議案第31号「平成29年度川俣町山木屋財産区特別会計予算」を議題といたします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（高橋道也君） 討論なしと認めます。

本案に対する予算常任委員長報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（高橋道也君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（高橋道也君） ここで休憩いたします。再開は13時50分といたします。

（午後1時35分）

◇

◇

◇

○議長（高橋道也君） 再開します。

（午後1時50分）

◇

◇

◇

○議長（高橋道也君） ここで、議事日程の追加についてお諮りします。

議案3件、発議6件、議報告1件、その他2件を本日の日程に追加し、議題にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（高橋道也君） 異議なしと認めます。

したがって、議案3件、発議6件、議報告1件、その他2件を本日の日程に追加することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（高橋道也君） 追加日程第1，議案第32号「副町長の選任について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。

町長。

○町長（佐藤金正君） 私から追加議案第32号、副町長の選任についてをお願いしたいと思っております。

川俣町副町長に下記の者を選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第162条の規定により、議会の同意を求めるものであります。

記

住所 福島県須賀川市栄町52番地の2

氏名 やまだ きよたか
山田 清貴

（昭和48年9月23日生）

平成29年3月27日提出

川俣町長 佐藤金正

提案理由であります。現副町長の任期満了により、後任の副町長を選任するにあたり、地方自治法の規定により、同意を求めるものであります。

説明を追加させていただきます。

現伊藤副町長におかれましては、今月末までの4年間にわたり、町民福祉の向上のため全力を傾注されてきたところでございますが、このたび任期満了により福島県へ復帰することとなりました。

後任の副町長につきましては、本町が避難指示解除が3月31日になされること、あるいはまた復旧・復興事業のさらなる推進、あるいは地方創生を初めとするさらなるたくさんの課題を抱えているところから、私の支え役として、また県との行政のパイプ役として、豊富な識見と政策形成能力、管理能力等々が必要であることなどから、県に人選をお願いしてまいりました。

その中から、今般福島県との間で、山田清貴氏を派遣していただけることで協議がまとまりましたので、この人事案件につきまして同意をお願いするものであります。

山田さんは、昭和48年生まれであり現在44歳。総務部財務総室総務課主任主査として勤務をなされております。

須賀川市にお住まいであります。福島高等学校を卒、さらに福島大学行政社会学部を卒業され、平成9年4月に県職員になりました。商工労働部観光課を皮切りに、光南高等学校、市町村課、天栄村総務課財政係、県南地方振興局、市町村行政課、市町村財政課、エネルギー課を歴任され、平成28年4月から今日までは、財務総室総務課に勤務されておりました。

任期は、平成29年4月1日からの4年間です。どうぞよろしく願いをいたします。

○議長（高橋道也君） これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（高橋道也君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（高橋道也君） 討論なしと認めます。

これから議案第32号を採決いたします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（高橋道也君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

◇

◇

◇

○議長（高橋道也君） ここで、山田清貴様からご挨拶をいただきます。

○副町長（山田清貴君） ただいま副町長選任の同意をいただきました、私、山田清貴と申します。

佐藤金正町長をしっかりとサポートして、全身全霊、町政発展に尽くしてまいりたい

と思います。議会の皆様方には、ご指導、ご鞭撻のほど、よろしくお願いいたします。

◇

◇

◇

○議長（高橋道也君） 追加日程第2，議案第33号「教育委員会教育長の任命について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。

町長。

○町長（佐藤金正君） 議案第33号、教育委員会教育長の任命について

川俣町教育委員会教育長に下記の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により、議会の同意を求めます。

記

住所 福島市南沢又字東谷地52番地の20

氏名 佐久間 裕晴

（昭和31年2月28日生）

平成29年3月27日提出

川俣町長 佐藤金正

提案理由)は、現教育長から退任の申し出があったので、後任の教育長を任命するにあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により、同意を求めるものであります。

説明を申し上げます。

神田紀教育長におかれましては、平成16年12月から3期12年にわたり、教育長として、本町教育の振興・発展に努められました。昨年12月、4期目の任命について、議員皆様のご同意をいただきましたが、このたびご本人神田氏から3月31日をもって辞職の申し出がございましたので、後任に佐久間裕晴氏を任命するものでございます。

佐久間氏は、昭和53年3月、福島大学教育学部を卒業され、同年4月、福島県公立学校教員として採用されました。昭和56年4月、川俣小学校教諭として本町に勤務され、その後、平成21年4月からは、3年間、川俣小学校校長を務められ、本町教育とは深いかかわりを持っておられます。

また、福島県教育委員会の中におかれましては、教育指導領域主幹、教育センター次長、県小学校長会長、東北連合小学校長会長等を歴任され、平成28年3月、福島市立三河台小学校校長を最後に、退職されました。

その後、昨年4月から福島県環境創造センター交流棟コミュタン福島で教育ディレクターを務められております。佐久間氏の小学校の教育現場と県教育委員会での教育行政で培った豊富な経験と識見を、ぜひ、本町教育の振興発展のため力をいただきたいと考え、佐久間氏の教育長の任命について、議員皆様の同意を求めるものであります。

なお、教育長の任期は前任者の残任期間となりますことから、平成29年4月1日から平成31年12月22日まででございます。ご理解の上ご同意を賜りますようお願い申し上げます。ご理解の上ご同意を賜りますようお願い申し上げます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋道也君） これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（高橋道也君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（高橋道也君） 討論なしと認めます。

これから議案第33号を採決いたします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（高橋道也君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

◇

◇

◇

○議長（高橋道也君） ここで、佐久間裕晴様からご挨拶をいただきます。

○教育長（佐久間裕晴君） ただいまご同意いただきました、佐久間裕晴と申します。よろしくお願い申し上げます。

私の教育人生の師である神田紀教育長さんにとっては、長く教育界をリーダーシップをとっていただきまして、その都度お教をいただきながら、私もその後を継ぐべくですね、さまざまな教育活動をこれまで展開させていただきました。

川俣町には、若かりしころ教員として育てていただいたという恩もあります。また、校長として川俣小学校で勤めた際に、あの東日本大震災を、ともに子どもの安全を守るため歩んできた、その経験もでございます。

これまでの経験を生かしながら、町当局、そして議員の皆様のご指導、ご鞭撻をいただきながら、これからの未来を担う子どもたちのたくましい育ちを支えていきたいと思っております。何とぞご協力、ご鞭撻、ご指導のほど、よろしくお願い申し上げます。

◇

◇

◇

○議長（高橋道也君） 追加日程第3，議案第34号「監査委員の選任について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。

町長。

○町長（佐藤金正君） 議案第34号、監査委員の選任について

川俣町監査委員に下記の者を選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定により、議会の同意を求めます。

記

住所 川俣町飯坂字二反窪36番地

氏名 佐藤 嘉一
(昭和19年4月13日生)

平成29年3月27日提出

川俣町長 佐藤金正

現監査委員から退任の申し出がありましたので、後任の監査委員を選任するにあたり、地方自治法の規定により、同意を求めるものであります。

説明を申し上げます。

同意をお願いいたします内容についてであります。識見を有する者のうちから選任する現監査委員齋藤庸夫氏より退任の申し出がありましたので、新たに選任をお願いいたしますものであります。

佐藤氏の住まいは、飯坂字二反窪で、現在73歳であります。県立川俣高等学校を卒業され、昭和39年11月に株式会社大東相互銀行に入社されました。その後、大東銀行審査部等々も歴任されながら、この間、川俣支店の支店長なども歴任され、その手腕をいかに発揮され、同社の発展に大いに貢献されました。

平成26年4月からは、飯坂公民館長として、飯坂地区の文化・伝統そして地域住民とのコミュニティーの場を積極的に提供するなど、地域の振興にも大いに寄与されてまいりました。

任期は、平成29年4月1日から平成33年3月31日までの4年間でありまして、よろしく願いをいたします。

以上です。

○議長（高橋道也君） これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（高橋道也君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（高橋道也君） 討論なしと認めます。

これから議案第34号を採決いたします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（高橋道也君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

ここで、佐藤嘉一様からご挨拶をいただきます。

◇

◇

◇

○代表監査委員（佐藤嘉一君） ただいまご紹介を賜りました、佐藤嘉一です。このたび大役を仰せつかりましたが、鋭意努力いたしまして、一生懸命任務にあたります所存でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

◇

◇

◇

○議長（高橋道也君） 追加日程第4，発議第3号「福島県最低賃金の引き上げと早期発

効を求める意見書」を議題といたします。

議会事務局長。

○議会事務局長（大内 彰君） 別紙発議書を朗読した。

○議長（高橋道也君） 提出者の説明を求めます。

菅野清一君。

○3番（菅野清一君） 朗読をもって説明にかえさせていただきます。

福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書

最低賃金制度は、非正規労働者を含むすべての労働者の賃金の最低額を法律により保障するものであり、毎年、中央最低賃金審議会が作成する「目安額」を参考に各都道府県最低賃金審議会の審議を経て、地域別最低賃金を決定することとされております。

この最低賃金の引き上げについては、2013年に政府が決定した「経済財政運営と改革の基本方針」ならびに「日本再興戦略」において、引き上げの意向が示されるとともに、2016年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」においても「毎年年率3%程度を目途とした引き上げにより全国加重平均1000円を目指す」との目標が掲げられています。

最低賃金の引き上げは、全労働者の4割にも達しようとしている非正規労働者の所得の向上に直結し、内需の拡大に寄与することから、日本経済がデフレからの脱却をはかり持続可能な経済の好循環に結び付けるためには、最低賃金の大幅な引き上げが必要不可欠であります。また、2019年10月に予定されている消費税率の引き上げが、非正規労働者に与える影響を考えた場合、最低賃金が持つセーフティネット機能を維持するためにも物価上昇と消費税率の引き上げ分を考慮した最低賃金額の引き上げが必要となります。併せて、福島県の復興を促進させるうえでも、最低賃金の引き上げにより、一定水準の賃金が確保されることは、県内の労働力の確保や若年層を中心とした労働人口の県外流出に歯止めをかけるうえで非常に重要な事となります。

現在の福島県最低賃金は、時間額で726円となっておりますが、政府が目指している全国加重平均1000円には程遠い金額であり、その水準は2007年からの9年間全国水準で31位と低位にあるなど、県内勤労者の賃金水準や経済実勢などと比較しても極めて低く、一般的な賃金の実態に見合った十分な水準の引き上げが極めて重要な課題となっております。

よって、川俣町議会は福島県の一層の発展をはかるため、最低賃金法の趣旨をふまえ、福島県最低賃金に関する、次の事項について強く要望します。

1. 福島県最低賃金については、政府が掲げる「年率3%程度をめどに引き上げ、全国平均で1000円を目指す」との方針に沿って相応の引き上げを行なうこと。
2. 福島県の復興促進、労働人口の県外流失に歯止めをかけることを踏まえ、上積み改正をはかること。
3. 中小・地場企業に対する支援策等を強化し、最低賃金の引き上げを行う環境を整備する。

4. 一般労働者の賃金引き上げ時期を踏まえ、福島県最低賃金の改定諮問時期を可能な限り早め早期発効に努めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年3月27日

内閣総理大臣 安倍晋三 様

厚生労働大臣 塩崎恭久 様

福島労働局長 島浦幸夫 様

福島県伊達郡川俣町議会

以上です。

○議長（高橋道也君） これより質疑に入ります。本案について質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（高橋道也君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（高橋道也君） 討論なしと認めます。

これから発議第3号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（高橋道也君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（高橋道也君） 追加日程第5，発議第4号「原発事故自主避難者に対する住宅支援の継続を求める意見書」を議題といたします。

議会事務局長。

○議会事務局長（大内 彰君） 別紙発議書を朗読した。

○議長（高橋道也君） 提出者の説明を求めます。

菅野清一君。

○3番（菅野清一君） 朗読をもって提出をいたします。

原発事故自主避難者に対する住宅支援の継続を求める意見書

東京電力福島第一原子力発電所の事故から6年目を迎えたが、今なお9万人近い人々が全国47都道府県で不安な避難生活を送っている。

政府は一昨年、災害救助法の適用によって実施してきた自主避難者（区域外避難者）に対する借り上げ住宅等の無償提供を本年3月限りで打ち切ることを決定した。打ち切り対象世帯は12,500世帯32,300人といわれ、本町においても86世帯212人を数えている。

しかし、期限が今月末に迫った今も、対象者の実態把握は途上にあり、支援策についても対象範囲や期間、補助額等は限定的で、住宅支援の継続、拡充を希望する多くの避難者の要請に応えるものとはなっていない。

自主避難者にとって住宅は、最も基本的な生活の基盤である。自助努力で避難生活をつないでいる一人親避難者にとっては、唯一の命綱である。これを打ち切ることは、直ちに経済的な困窮に陥るばかりでなく、子どもたちの未来をも断ち切りかねない。

このような状況のなか、避難者を受け入れている山形県や新潟県、そして山形市、米沢市など多くの自治体からも支援継続の声が寄せられている。

2012年に制定された「原発事故子ども・被災者生活支援法」は、被災者一人ひとりが自らの意思で居住・移動・帰還の選択を行うことができるように、「そのいずれを選択した場合であっても適切に支援する」ということをうたっている。避難者への住宅支援は、本来、この支援法に基づく制度の確立によってなされるべきである。

よって本議会は、下記の事項を強く求めるものである。

記

- 1 政府は、福島第一原発事故被災者の置かれている現状把握及び支援策遂行のいずれもが途上にあることに鑑み、本年3月限りの住宅支援打ち切りの方針を撤回、もしくは凍結すること。
- 2 政府は「原発事故子ども・被災者生活支援法」を尊重し、抜本的、継続的な住宅支援制度を早急に確立すること。
- 3 政府は、避難指示区域内外を問わず避難当事者の意見を十分に聴取し、支援策に反映させること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年3月27日

内閣総理大臣	安倍晋三	様
財務大臣	麻生太郎	様
総務大臣	高市早苗	様
文部科学大臣	松野博一	様
経済産業大臣	世耕弘成	様
復興大臣	今村雅弘	様

福島県伊達郡川俣町議会

以上です。

○議長（高橋道也君） これより質疑に入ります。本案について質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（高橋道也君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（高橋道也君） 討論なしと認めます。

これから発議第4号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（高橋道也君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（高橋道也君） 追加日程第6，発議第5号「東京電力福島第二原子力発電所の全基廃炉を求める意見書」を議題といたします。

議会事務局長。

○議会事務局長（大内 彰君） 別紙発議書を朗読した。

○議長（高橋道也君） 提出者の説明を求めます。

菅野清一君。

○3番（菅野清一君） 朗読をもって提出といたします。

東京電力福島第二原子力発電所の全基廃炉を求める意見書

東京電力福島第一原子力発電所事故による原子力災害は、本町に甚大な被害を及ぼし、廃炉や放射性廃棄物の最終処分など未だ収束の目途が立たず、多くの町民が放射能への不安や精神的苦痛のなかで暮らしている。

この間、本町では除染や復興計画など取り組んでいるが、昨年11月22日の福島県沖を震源とするマグニチュード7.4の地震が発生し、本県を始めとする茨城、栃木の3県において震度5弱を観測した。東京電力福島第一及び第二原子力発電所には最大で1.6メートルの津波が押し寄せ、福島第一原子力発電所においては、放射性物質の流出を抑える「シルトフェンス」が損傷するなど、津波対策の脆弱さが露呈された。また、福島第二原子力発電所3号機においては、使用済み燃料プール水温が0.2度上昇する事態に陥った。幸いにも、水漏れや放射性物質の漏洩はなかったものの、その後も続く余震と、東日本大震災時の原子力発電所事故を彷彿させる不安な生活を余儀なくされている。

本町議会は、平成23年3月22日付「東京電力福島第一原子力発電所原発事故に対する意見書」をはじめ、これまでに、福島第一原子力発電所事故の早期収束、損害賠償や安心安全を求める意見書を国へ提出しているところである。

国や原子力規制庁は廃炉について、第一義的には事業者である東京電力の判断としているため、未だ廃炉の見通しが立っていない。東日本大震災後から繰り返される原子力発電所のトラブルや情報隠しによって、本県や本町の風評払拭や復興の取組みにとって福島第二原子力発電所の全基廃炉は不可欠なものである。

よって、国においては、未定となっている福島第二原子力発電所の全基廃炉を国の責任において早急に実現するよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定によって意見書を提出する。

平成29年3月27日

衆議院議長 大島理森 様

参議院議長 伊達忠一 様

内閣総理大臣 安倍晋三 様

経済産業大臣 世耕弘成 様

福島県伊達郡川俣町議会

以上です。

○議長（高橋道也君） これより質疑に入ります。本案について質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（高橋道也君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（高橋道也君） 討論なしと認めます。

これから発議第5号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（高橋道也君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（高橋道也君） 追加日程第7，発議第6号「原発事故避難者に対する住宅支援の継続及び株式会社東京電力ホールディングスの賠償に対する指導を求める意見書」を議題といたします。

議会事務局長。

○議会事務局長（大内 彰君） 別紙発議書を朗読した。

○議長（高橋道也君） 提出者の説明を求めます。

菅野清一君。

○3番（菅野清一君） 朗読をもって提出いたします。

原発事故避難者に対する住宅支援の継続及び

株式会社東京電力ホールディングスの賠償に対する指導を求める意見書

東京電力福島第一原子力発電所の事故発生により、川俣町全体が大きな被害を受け、特に、山木屋地区住民は一方的に住み慣れた故郷から避難を強いられている。

住民は家族や親類とも離れ、町内外で過酷な避難生活を送りながら、今後の暮らしをどうしていくのかを決めることのできない状態が続き、避難生活は6年を迎えたところである。

山木屋地区に出されていた避難指示は今月末をもって解除されるが、生活再建や線量など帰還に当たり不安や心配は大変大きく、多くの方々は、戻るのか戻らないのかを悩んでいる。

避難指示解除は復興の出発点に過ぎない。原発事故によって失われた「日常」を取り戻し、復興や生活再建を確実なものとするためには、これまでの取組みに加え、解除後の支援や対策が極めて重要であり、町議会としては、町と力を合わせながら、安心して帰還できるよう、一步一步であるが、前に進んでまいる所存である。

よって本議会は、山木屋地区住民の帰還及び本町の復興の加速に向けて、下記の事項を強く求めるものである。

記

- 1 仮設住宅の供用期間について、平成31年3月まで延長すること。また、みなし仮設住宅である借上住宅の無償期間についても、同じ時期まで延長すること。
- 2 東京電力に対して、次の事項に対して賠償するよう指導すること。
 - (1) 強制避難となった住民の家賃に対する賠償期間について、平成31年3月まで延長すること。
 - (2) 事故対応に係る本町の人件費すべてについて、公共賠償の対象とすること。
 - (3) 町が避難区域以外の町民に支出した災害見舞金について、公共賠償の対象とすること。

以上、地方自治法第99条の規定によって意見書を提出する。

平成29年3月27日

内閣総理大臣 安倍晋三 様
財務大臣 麻生太郎 様
文部科学大臣 松野博一 様
経済産業大臣 世耕弘成 様
復興大臣 今村雅弘 様

福島県伊達郡川俣町議会

以上です。

○議長（高橋道也君） これより質疑に入ります。本案について質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（高橋道也君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（高橋道也君） 討論なしと認めます。

これから発議第6号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（高橋道也君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（高橋道也君） 追加日程第8，発議第7号「共謀罪法案提出の見送りを求める意見書」を議題といたします。

議会事務局長。

○議会事務局長（大内 彰君） 別紙発議書を朗読した。

○議長（高橋道也君） 提出者の説明を求めます。

菅野清一君。

○3番（菅野清一君） 朗読をもって説明といたします。

共謀罪法案提出の見送りを求める意見書

政府は2020年東京オリンピック開催を控え、テロ行為を防止するための手段と

して共謀罪の今国会成立を目指し、去る21日閣議決定した。

テロ行為を未然に防止するためには国際社会と緊密に連携することが必要不可欠であり、こうした協力関係を構築する上で、既に187の国と地域が締結している「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約」を締結することは極めて重要であるとされている。

今般、同条約に基づく国内法の整備の一環として、「テロ等準備罪」いわゆる「共謀罪」の新設が検討されているが、現行法においてもテロ行為等の準備行為を処罰する規定が存在しており、現行法の規定に加えて、テロ行為等の準備行為の処罰を一般化する必要性や合理性が明らかにされていない。

また、「テロ等準備罪」については、一般市民が対象とならないよう、犯罪の主体を「組織的犯罪集団」とする、対象となる罪を絞り込む、構成要件に準備行為を加えるなどの対応を図るとされているが、様々な懸念があると指摘されている。

犯罪の主体について、政府見解は、正当な活動を行っていた団体であっても、その目的が犯罪を実行することに一変したと認められる場合に、「組織的犯罪集団」に当たり得るとしており、取締りの対象になる可能性があるとして指摘されている。

加えて、「共謀罪」は犯罪行為がなくとも「計画」するだけで処罰の対象となることから「思想・内心の自由を処罰する」として多くの憲法学者などから批判されている。

この法案は、未遂に至らない段階の行為の処罰範囲を拡大するばかりか、捜査機関による監視等の範囲の拡大につながるおそれがあることも懸念されている。

よって、本町議会は、国に対し、「共謀罪」の法案提出を見送るよう強く要望する。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年3月27日

衆議院議長 大島理森 様
参議院議長 伊達忠一 様
内閣総理大臣 安倍晋三 様
法務大臣 金田勝年 様

福島県伊達郡川俣町議会

以上です。

○議長（高橋道也君） これより質疑に入ります。本案について質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（高橋道也君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（高橋道也君） 討論なしと認めます。

これから発議第7号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（高橋道也君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（高橋道也君） 追加日程第9，発議第8号「原発事故避難者の家賃賠償及び公共賠償に係る要求決議」を議題といたします。

議会事務局長。

○議会事務局長（大内 彰君） 別紙発議書を朗読した。

○議長（高橋道也君） 提出者の説明を求めます。

菅野清一君。

○3番（菅野清一君） 朗読をもって説明といたします。

原発事故避難者の家賃賠償及び公共賠償に係る要求決議

東京電力福島第一原子力発電所の事故発生により、川俣町全体が大きな被害を受け、特に、山木屋地区住民は一方的に住み慣れた故郷から避難を強いられている。

住民は家族や親類とも離れ、町内外で過酷な避難生活を送りながら、今後の暮らしをどうしていくのか決めることのできない状態が続き、避難生活は6年を迎えたところである。

山木屋地区に出されていた避難指示は今月末をもって解除されるが、生活再建や線量など帰還に当たり不安や心配は大変大きく、多くの方々は、戻るのか戻らないのかを悩んでいる。

原発事故によって失われた「日常」を取り戻し、復興や生活再建を確実なものとするためには、御社は本件事故の責任を真摯に受け止め、次の事項を実現すべきであり、これを強く求めるものである。

記

- 1 強制避難となった住民の家賃に対する賠償期間について、平成31年3月まで延長すること。
- 2 事故対応に係る本町の人件費すべてについて、公共賠償の対象とすること。
- 3 本町が避難区域以外の町民に支出した災害見舞金について、公共賠償の対象とすること。

平成29年3月27日

東京電力ホールディングス株式会社

代表執行役社長 廣瀬直己 様

福島県伊達郡川俣町議会

以上です。

○議長（高橋道也君） これより質疑に入ります。本案について質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（高橋道也君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（高橋道也君） 討論なしと認めます。

これから発議第8号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（高橋道也君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（高橋道也君） 追加日程第10，議報告第3号「所管事務調査結果報告について」、報告を受けます。

議会事務局長。

○議会事務局長（大内 彰君） 別紙報告書を朗読した。

○議長（高橋道也君） 予算常任委員会委員長、報告願います。

新関善三君。

○予算常任委員長（新関善三君） 6番 新関です。

予算常任委員会所管事務調査報告をいたします。

本委員会は所管事務調査を行ったので下記のとおり報告する。

平成29年3月27日

予算常任委員会委員長 新関善三

記

1. 調査事項

(1) 株式会社ミツフジ（京都府精華町）を訪問し、会社概要の説明を受け、町内誘致企業の調査を行った。

(2) カジレーネ株式会社（石川県かほく市）を訪問し、会社概要の説明を受け、町内誘致企業の調査を行った。

2. 調査期日

平成29年2月15日（水）から17日（金）までの3日間

3. 調査参加者

予算常任委員会 8名

産業課 1名

議会事務局 1名

計 10名 で行いました。

4. 調査結果及び報告内容は記載のとおりです。

以上、報告といたします。

◇

◇

◇

○議長（高橋道也君） 追加日程第11，「議員の派遣について」。

議会事務局長。

○議会事務局長（大内 彰君） 別紙報告書を朗読した。

○議長（高橋道也君） お諮りします。

ただいま朗読のとおり、参加することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(高橋道也君) 異議なしと認めます。

よって、朗読のとおり、参加することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長(高橋道也君) 追加日程第12, 「閉会中の継続調査申出書について」を議題といたします。

議会事務局長。

○議会事務局長(大内 彰君) 別紙申出書を朗読した。

○議長(高橋道也君) お諮りします。

各常任委員長等から申し出のとおり、閉会中継続調査をすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(高橋道也君) 異議なしと認めます。

したがって、各常任委員長等から申し出のとおり、閉会中継続調査をすることに決定いたしました。

◇

◇

◇

◎閉議及び閉会の宣告

○議長(高橋道也君) 以上で本日の日程は終了いたしました。

これで、本定例会に付議されました事件は全て議了いたしました。

会期19日間にわたり慎重に審議いただき、まことにありがとうございました。心から御礼申し上げます。

これをもちまして、平成29年第2回川俣町議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでございました。

(午後2時43分)

本定例会で決定した事件は、次のとおりである。

総務産業常任委員会副委員長の互選結果について

議会運営委員会委員長の互選結果について

選挙第 6号 伊達地方衛生処理組合議会議員の選挙について

議報告第 1号 例月出納検査の結果報告について

議報告第 2号 教育委員会の所管に係る点検評価に関する報告について

報告第 1号 寄附採納報告

報告第 2号 専決処分の報告について

(専決第 1号 川俣南小学校体育館改築工事請負契約の一部変更について)

議案第 2号 専決処分の報告及びその承認について

(専決第 2号 平成 28 年度川俣町一般会計補正予算 (第 7号))

議案第 3号 専決処分の報告及びその承認について

(専決第 3号 東京電力福島第一原子力発電所原子力災害に伴う平成 29 年度川俣町町税等の減免の特例に関する条例)

議案第 4号 川俣町原子力災害復興基金条例

議案第 5号 山木屋地区復興拠点商業施設の設置及び管理に関する条例

議案第 6号 川俣町個人情報保護条例の一部を改正する条例

議案第 7号 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

議案第 8号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

議案第 9号 川俣町税条例等の一部を改正する条例

議案第 10号 川俣町介護保険条例の一部を改正する条例

議案第 11号 川俣町営住宅条例の一部を改正する条例

議案第 12号 山木屋財産区管理基金条例の一部を改正する条例

議案第 13号 町道路線の認定について

議案第 14号 平成 28 年度川俣町一般会計補正予算 (第 8号)

議案第 15号 平成 28 年度川俣町国民健康保険特別会計補正予算 (第 4号)

議案第 16号 平成 28 年度川俣町介護保険特別会計補正予算 (第 4号)

議案第 17号 平成 28 年度川俣町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2号)

議案第 18号 平成 28 年度川俣町水道事業会計補正予算 (第 3号)

議案第 19号 平成 29 年度川俣町一般会計予算

議案第 20号 平成 29 年度川俣町国民健康保険特別会計予算

議案第 21号 平成 29 年度川俣町介護保険特別会計予算

議案第 22号 平成 29 年度川俣町後期高齢者医療特別会計予算

議案第 23号 平成 29 年度川俣町水道事業会計予算

議案第 24号 平成 29 年度川俣町簡易水道事業特別会計予算

議案第 25号 平成 29 年度川俣町奨学資金特別会計予算

- 議案第26号 平成29年度川俣町工業団地造成事業特別会計予算
- 議案第27号 平成29年度川俣町小島財産区特別会計予算
- 議案第28号 平成29年度川俣町飯坂財産区特別会計予算
- 議案第29号 平成29年度川俣町大綱木財産区特別会計予算
- 議案第30号 平成29年度川俣町小綱木財産区特別会計予算
- 議案第31号 平成29年度川俣町山木屋財産区特別会計予算
- 議案第32号 副町長の選任について
- 議案第33号 教育委員会教育長の任命について
- 議案第34号 監査委員の選任について
- 発議第3号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書
- 発議第4号 原発事故自主避難者に対する住宅支援の継続を求める意見書
- 発議第5号 東京電力福島第二原子力発電所の全基廃炉を求める意見書
- 発議第6号 原発事故避難者に対する住宅支援の継続及び株式会社東京電力ホールディングスの賠償に対する指導を求める意見書
- 発議第7号 共謀罪法案提出の見送りを求める意見書
- 発議第8号 原発事故避難者の家賃賠償及び公共賠償に係る要求決議
- 議報告第3号 所管事務調査結果報告について
- 議員の派遣について
- 閉会中の継続調査申出書について

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

川俣町議会 議長 高橋 道也

同 署名議員 遠藤 宗弘

同 署名議員 高橋 真一郎